

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県消防学校(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(業務の内容)

第1条 甲は、消防学校救助訓練施設製作委託業務(以下「委託業務」という。)を別紙、仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を支払う。

(委託の期間)

第3条 乙は、契約締結の日から令和3年3月31日までの間、委託業務を行うものとする。

(委託保証金)

第4条 契約保証金は、 する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を甲に提出し、承認を受けるものとする。

(事業内容の変更)

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務内容変更承認申請書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(事業報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対し実施報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、前条の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わないことができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又

は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約により事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(かし担保)

第17条 乙は、品質不良、その他の隠れたかしについて、担保の責めを負うものとし、その期間は、引き渡した日から1年間とする。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県会計規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

松山市勝岡町1163番地15
甲 愛媛県消防学校
校長 竹本 豊

松山市
乙

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

愛媛県消防学校長

様

住 所

法人名

代表者職氏名

消防学校救助訓練施設製作委託業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した消防学校救助訓練施設製作委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を、次のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県消防学校長

様

住 所

法人名

代表者職氏名

消防学校救助訓練施設製作委託業務内容変更承認申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した消防学校救助訓練施設製作委託業務を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 収支予算書
- 5 その他

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県消防学校長

様

住 所

法人名

代表者職氏名

消防学校救助訓練施設製作委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した消防学校救助訓練施設製作委託業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を次のとおり提出します。

記

1 事業の内容

2 事業の実施期間

3 事業の結果

4 収支決算書

5 その他

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該

第三者に求めなければならない。

- 3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。